

# 新潟県

社会全体で暴力団排除  
安全で安心して暮らせる新潟県へ



# 暴力団排除条例

## 恐れない 金を出さない 利用しない

条例の主な内容

- 1 県の事務・事業からの暴力団排除
- 2 事業者による暴力団関係者への利益供与の禁止
- 3 暴力団事務所の規制
- 4 不動産の取引に関する措置
- 5 暴力団排除特別強化区域における禁止行為

平成23年8月1日施行

新潟県警察  
Niigata Pref. Police

<http://www.police.pref.niigata.jp/>

詳しくは

新潟県警察

検索

# 条例の主な内容

## 県の事務・事業からの暴力団排除

暴力団や暴力団と付き合いがある業者については公共工事に参加させないなど、県の全ての事務・事業から暴力団を排除することとします。



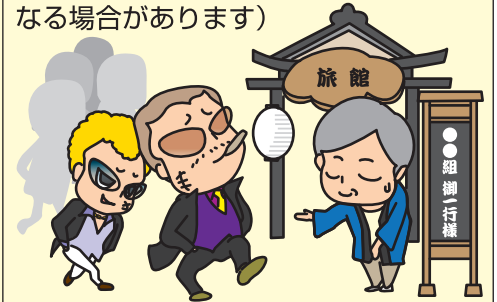
## 事業者による暴力団関係者への利益供与の禁止

暴力団の威力を利用する対価として、金品を渡す等の利益供与を禁止します。



※受け手の暴力団側も禁止  
勧告・公表

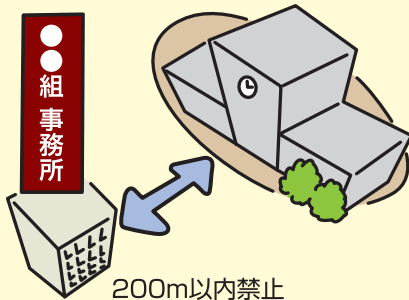
暴力団活動の助長となる利益供与を禁止します。(正当な取引でも利益供与となる場合があります)



襲名披露・出所祝いの会場提供など  
※受け手の暴力団側も禁止  
勧告・公表

## 暴力団事務所の規制

学校、公民館など青少年に関する施設から200m以内の区域で、暴力団事務所の開設・運営を禁止します。



罰則

## 不動産の取引に関する措置

暴力団事務所に利用されると知りながら、不動産取引(譲渡や貸付)することを禁止します。(取引の代理や媒介をする者も禁止)



勧告・公表

## 勧告・公表とは?

違反をやめるように勧告し、従わない場合などは氏名などを公表する行政措置のことです。

## 罰則とは?

1年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金



## 暴力団排除特別強化区域における禁止行為

特別強化区域の営業に関して、飲食店・風俗店等が、暴力団を用心棒にすることや、暴力団への用心棒代等の支払いを禁止します。

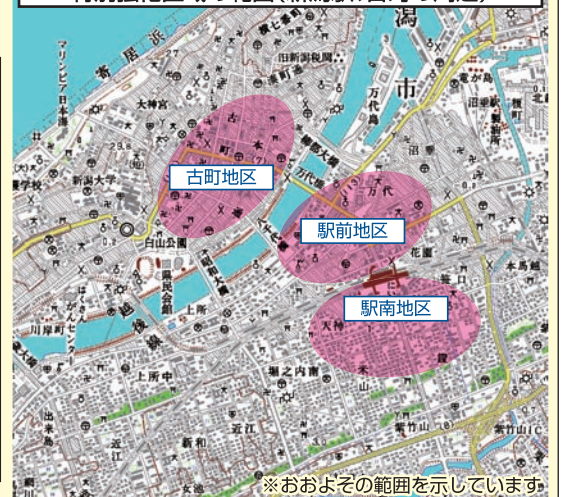


### 規制対象の業者

- 飲食店営業 (居酒屋・スナック等)
- 風俗営業 (キャバレー、パチンコ等)
- 性風俗関連特殊営業 (ラブホテル・テレクラ等)
- 接客業務受託営業 (コンパニオン派遣等)

罰則

### 特別強化区域の範囲(新潟駅、古町の周辺)



※おおよその範囲を示しています

## その他の努力規定

- 事業者は、取引先に暴力団か否かを確認し「暴力団と判明したときは契約を解除することができる」旨を契約書に入れるように努めましょう。
- 不動産取引をする場合は暴力団事務所に使用しないか確認し「暴力団事務所に使用したときは契約を解除(買戻し)することができる」旨を契約書に入れるように努めましょう。

### 契約書

暴力団と分かった場合、契約解除します。

